

平成30年さいたま市議会12月（11月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計48件（専決処分報告議案1件・予算議案3件・条例議案12件・一般議案26件・道路議案2件・人事議案4件）

《専決処分報告議案》

議案第151号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成30年度さいたま市一般会計補正予算（第6号））

《予算議案》

議案第152号 平成30年度さいたま市一般会計補正予算（第7号）

議案第153号 平成30年度さいたま市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第154号 平成30年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第2号）

《条例議案》

議案第155号 さいたま市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（所管課所・市民局区政推進部）

大宮区役所が平成31年5月7日に移転することに伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 大宮区役所の位置の改正
 - ・ 大宮区役所の位置について「大門町3丁目1番地」を「吉敷町1丁目124番地1」に改めるもの。
- 2 さいたま市福祉事務所設置条例の一部改正
 - ・ さいたま市大宮福祉事務所の位置について「大門町3丁目1番地」を「吉敷町1丁目124番地1」に改めるもの。
- 3 さいたま市障害者更生相談センター条例の一部改正
 - ・ さいたま市障害者更生相談センターの位置について「大門町3丁目1番地」を「吉敷町1丁目124番地1」に改めるもの。

（施行期日）平成31年5月7日

議案第156号 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部職員課）

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 平成30年度における市議会議員の期末手当の支給割合の引上げ
 - ・ 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5から100分の177.5とするもの。
- 2 平成31年度以後における市議会議員の期末手当の支給割合の配分変更
 - (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の157.5から100分の167.5とするもの。

- (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の177.5から100分の167.5とするもの。

3 適用

- 1については、平成30年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日(2については、平成31年4月1日)

議案第157号 さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長等の期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 平成30年度における市長等の期末手当の支給割合の引上げ

- 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の172.5から100分の177.5とするもの。

2 平成31年度以後における市長等の期末手当の支給割合の配分変更

- (1) 6月に支給する期末手当の支給割合を100分の157.5から100分の167.5とするもの。
- (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の177.5から100分の167.5とするもの。

3 適用

- 1については、平成30年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日(2については、平成31年4月1日)

議案第158号 さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

平成30年の市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 初任給調整手当の引上げ

- 初任給調整手当の支給限度額を月額30万8,300円から月額30万8,600円に引き上げるもの。

2 期末手当及び勤勉手当の改定

- (1) 平成30年度における勤勉手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

		12月支給分	
		改正前	改正後
再任用以外 の職員	一般職員	90/100	95/100
	特定管理職員	110/100	115/100
再任用職員	一般職員	42.5/100	47.5/100
	特定管理職員	52.5/100	57.5/100

(2) 平成31年度以後における期末手当及び勤勉手当の支給割合を、次のように改めるもの。

		6月支給分			
		期末手当		勤勉手当	
		改正前	改正後	改正前	改正後
再任用以外の職員	一般職員	122.5/100	130/100	90/100	92.5/100
	特定管理職員	102.5/100	110/100	110/100	112.5/100
再任用職員	一般職員	65/100	72.5/100	42.5/100	45/100
	特定管理職員	55/100	62.5/100	52.5/100	55/100

		12月支給分			
		期末手当		勤勉手当	
		改正前	改正後	改正前	改正後
再任用以外の職員	一般職員	137.5/100	130/100	95/100	92.5/100
	特定管理職員	117.5/100	110/100	115/100	112.5/100
再任用職員	一般職員	80/100	72.5/100	47.5/100	45/100
	特定管理職員	70/100	62.5/100	57.5/100	55/100

3 給料表の改定

- ・ 国の給与改定状況に準じ、医療職給料表(1)及び特定任期付職員の給料表の改定を行うもの。

4 扶養手当の改定

- ・ 扶養手当の支給額を次のように改めるもの。

	改正前 (平成31年3月31日まで)	改正後 (平成31年4月1日以後)
配偶者	13,500円	6,500円
子	6,500円	10,000円
父母等	6,500円	6,500円
配偶者がいない場合の1人目(子)	12,000円	10,000円
配偶者がいない場合の1人目(父母等)	12,000円	6,500円

5 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定

(1) 平成30年度における期末手当の支給割合を、次のように引き上げるもの。

	12月支給分	
	改正前	改正後
	特定任期付職員	165/100

(2) 平成31年度以後における期末手当の支給割合を、次のように改めるもの。

	6月支給分		12月支給分	
	改正前	改正後	改正前	改正後
	特定任期付職員	165/100	167.5/100	170/100

6 適用

- ・ 1及び3については平成30年4月1日から、2(1)及び5(1)については同年12月1日から適用するもの。

(施行期日) 公布の日(2(2)、4及び5(2)については、平成31年4月1日)

議案第 159号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及びさいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 職員の資格要件の追加

- ・ 乳児院に置く心理療法担当職員、母子生活支援施設に置く母子支援員等の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を加えるもの。

2 規定の整備

- ・ 児童厚生施設に置く児童の遊びを指導する者、児童養護施設に置く児童指導員及び児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員の資格要件について、規定の明確化を図るもの。

3 放課後児童支援員の資格要件の追加

- ・ 放課後児童健全育成事業所に置く放課後児童支援員の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を加えるもの。

(施行期日) 平成31年4月1日

議案第 160号 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局資源循環推進部廃棄物対策課)

学校教育法の一部改正に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 技術管理者の資格要件の追加

- ・ 一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を加えるもの。

(施行期日) 平成31年4月1日

議案第 161号 さいたま市大宮区役所駐車場条例の制定について

(所管課所・市民局区政推進部大宮区役所新庁舎建設準備室)

大宮区役所庁舎を利用する市民の利便に資するため、さいたま市大宮区役所駐車場を設置するもの。

(内容)

1 名称及び位置

- ・ さいたま市大宮区役所駐車場を、大宮区吉敷町1丁目124番地1に設置するもの。

2 供用時間等

- ・ 駐車場の供用時間は午前零時から午後12時までとし、自動車の入場又は出場をさせることができる時間は午前8時から午後10時までとするもの。

3 駐車場の使用料

- ・ 駐車場の使用料を次のとおりとするもの。

区分	単位	金額
基本使用料	20分までにつき1台	100円
超過使用料	超過時間20分までごとにつき1台	100円

(施行期日) 平成31年5月7日

議案第162号 さいたま市六日町山の家条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・市民局市民生活部市民生活安全課)

建物の老朽化及び耐震性能の問題や改修・建替えに係る費用等を勘案し、検討した結果、さいたま市六日町山の家を廃止するため、条例を廃止するもの。

(施行期日) 平成32年4月1日

議案第163号 さいたま市にぎわい交流館いわつき条例の制定について

(所管課所・経済局商工観光部経済政策課)

岩槻の歴史及び文化の発信、産業及び観光の振興並びに地域活性化の拠点として、地域のにぎわいの創出に寄与するため、さいたま市にぎわい交流館いわつきを設置するもの。

(内容)

1 名称及び位置

- ・ さいたま市にぎわい交流館いわつきを岩槻区本町6丁目1番2号に設置するもの。

2 業務

- ・ 交流館の業務は、地域のにぎわい創出に関する事、産業振興、観光支援等のための交流館の利用に関する事等とするもの。

3 休館日

- ・ 交流館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとするもの。

4 開館時間

- ・ 交流館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとするもの。

5 利用料金

- ・ 交流館の貸出施設の利用料金を次のとおりとするもの。

区分	午前	午後	夜間	全日	時間外利用 (1時間につき)
	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	
多目的室1	670円	900円	780円	2,350円	
多目的室2	810円	1,080円	940円	2,830円	
屋外共用スペース (1区画)	340円	450円	390円	1,180円	110円

6 指定管理者による管理

- ・ 交流館の管理を指定管理者に行わせるとともに、利用の許可等を行わせることができることとするもの。

(施行期日) 平成32年2月22日

議案第164号 さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市公園課)

都市公園の開設に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ さいたま新都心公園の開設
- ・ さいたま新都心公園の開設に伴い、同公園に設置する集会室の供用日、供用時間及び利用料金について定めるもの。

(施行期日) 平成31年4月1日

議案第165号 さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築行政課)

さいたま都市計画地区計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 適用区域の追加

- ・ 新たに都市計画決定された地区計画の区域のうち、次の地区整備計画区域を本条例の適用区域に追加するもの。

ア 大宮駅東口駅前中地区地区整備計画区域

イ 天沼台地区地区整備計画区域

2 建築物の高さの制限に係る緩和規定

- ・ 天沼台地区地区整備計画区域における既存不適格の建築物について、建築又は修繕若しくは模様替をする場合は、既存の高さを限度とすることとするもの。

3 規定の整備

- ・ 換地処分公告による大宮西部地区の地区計画の変更に伴い、建築物の容積率及び建蔽率の最高限度に係る規定を整備するもの。

(施行期日) 平成31年1月1日 (3については、公布の日)

議案第166号 さいたま市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・水道局給水部水道計画課)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令における水道法施行令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の追加
- ・ 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者を加えるもの。

(施行期日) 平成31年4月1日

《一般議案》

議案第167号 岩槻消防署建設(建築)工事請負契約について

(所管課所・消防局総務部消防施設課)

(内容)

- 1 契約の目的
岩槻消防署建設（建築）工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約金額
10億9,944万円
- 4 契約の相手方
中島・不動・川村特定共同企業体

議案第168号 議決事項の一部変更について（橋梁下部工事〔一般国道122号蓮田岩槻バイパス（並木南工区）〕請負契約）

（所管課所・建設局土木部道路計画課）

平成30年9月議会において議決を得た橋梁下部工事〔一般国道122号蓮田岩槻バイパス（並木南工区）〕請負契約について、工事用搬入路の切替工事を行う必要が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の相手方
カタヤマ・昭和特定共同企業体
- 2 契約内容

	契約金額
変更前	3億4,710万4,440円
変更後	3億8,516万400円

議案第169号 財産の交換について

（所管課所・都市局都心整備部浦和駅周辺まちづくり事務所）

(内容)

- 1 交換に供する財産

種類	所在地	地積	価格
土地	西区大字宝来165 6番41ほか6筆	468.97㎡	2,720万8,386円
土地	北区宮原町2丁目7 9番2ほか1筆	2,713.59㎡	4億2,360万5,070円
土地	浦和区高砂1丁目1 15番24ほか2筆	110.23㎡	1億8,628万8,700円
合計		3,292.79㎡	6億3,710万2,156円

- 2 交換により取得する財産

種類	所在地	地積	価格
土地	西区大字宝来164 9番5ほか26筆	706.71㎡	1億4,915万7,360円
土地	北区宮原町2丁目7 3番18ほか10筆	3,875.27㎡	4億2,527万8,840円
地上権	浦和区高砂1丁目7 9番9ほか5筆	252.37㎡	6,625万3,100円

合計	4, 8 3 4. 3 5 m ²	6 億 4, 0 6 8 万 9, 3 0 0 円
----	------------------------------	---------------------------

3 交換の相手方
東日本旅客鉄道株式会社

4 交換差額の補足
交換差額金 3 5 8 万 7, 1 4 4 円の補足は行わないものとする。

議案第 1 7 0 号 訴えの提起について

(所管課所・財政局債権整理推進部債権回収課)

市税等滞納者の給与について、給与支払者を第三債務者として差押えをしたところ、当該給与支払者が差押えに係る金員の支払に応じず、再三にわたる催告にもかかわらず支払を行わなかったため、当該金員の支払を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、差押えに係る金員の支払及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 上記の者から差押えに係る金員を全額支払う旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第 1 7 1 号 訴えの提起について

(所管課所・財政局債権整理推進部債権回収課)

市税等滞納者の給与について、給与支払者を第三債務者として差押えをしたところ、当該給与支払者が差押えに係る金員の支払に応じず、再三にわたる催告にもかかわらず支払を行わなかったため、当該金員の支払を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、差押えに係る金員の支払及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

- (1) 上記の者から差押えに係る金員を全額支払う旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第 1 7 2 号 指定管理者の指定について（さいたま市立谷田放課後児童クラブ等）

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

さいたま市立谷田放課後児童クラブ等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
南区太田窪5丁目10番6号	さいたま市立谷田放課後児童クラブ
浦和区常盤9丁目30番9号	さいたま市立常盤放課後児童クラブ
南区南浦和1丁目18番3号	さいたま市立大谷場放課後児童クラブ
浦和区上木崎3丁目11番33号	さいたま市立上木崎放課後児童クラブ
浦和区仲町4丁目7番6号	さいたま市立仲町放課後児童クラブ
南区南本町1丁目18番13号	さいたま市立南浦和放課後児童クラブ
南区曲本4丁目7番6号	さいたま市立沼影放課後児童クラブ
南区辻6丁目3番28号	さいたま市立辻放課後児童クラブ
浦和区北浦和2丁目18番3号	さいたま市立北浦和放課後児童クラブ
浦和区領家4丁目20番1号	さいたま市立木崎放課後児童クラブ
南区大字太田窪2500番地1	さいたま市立善前放課後児童クラブ
浦和区本太4丁目3番39号	さいたま市立本太放課後児童クラブ
浦和区領家7丁目2番19号	さいたま市立針ヶ谷放課後児童クラブ
浦和区大東3丁目14番1号	さいたま市立大東放課後児童クラブ
南区文蔵4丁目19番3号	さいたま市立文蔵放課後児童クラブ
	さいたま市立文蔵児童センター
南区大字大谷口993番地16	さいたま市立大谷口放課後児童クラブ
南区别所2丁目15番6号	さいたま市立浦和別所放課後児童クラブ
	さいたま市立浦和別所児童センター
浦和区岸町4丁目1番29号	さいたま市立高砂放課後児童クラブ
南区大谷場2丁目13番54号	さいたま市立大谷場東放課後児童クラブ
南区鹿手袋4丁目1番12号	さいたま市立浦和の大里放課後児童クラブ
浦和区岸町5丁目20番4号	さいたま市立岸町放課後児童クラブ
浦和区東仲町28番15号	さいたま市立仲本児童センター
	さいたま市老人福祉センター仲本荘

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第173号 指定管理者の指定について（さいたま市立西浦和放課後児童クラブ等）

（所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課）

さいたま市立西浦和放課後児童クラブ等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
桜区田島2丁目16番7号	さいたま市立西浦和放課後児童クラブ
桜区大字大久保領家331番地	さいたま市立大久保東放課後児童クラブ
桜区南元宿1丁目11番1号	さいたま市立土合放課後児童クラブ
桜区栄和1丁目7番1号	さいたま市立栄和放課後児童クラブ
桜区田島10丁目7番14号	さいたま市立田島放課後児童クラブ
桜区新開2丁目18番1号	さいたま市立新開放課後児童クラブ
中央区本町東5丁目23番14号	さいたま市立与野八幡放課後児童クラブ
中央区鈴谷5丁目1番1号	さいたま市立鈴谷放課後児童クラブ

中央区新中里1丁目6番28号	さいたま市立大戸放課後児童クラブ
中央区本町東3丁目5番23号	さいたま市立与野本町放課後児童クラブ
中央区円阿弥4丁目3番7号	さいたま市立与野西北放課後児童クラブ
中央区上落合1丁目7番33号	さいたま市立下落合放課後児童クラブ
中央区上落合4丁目14番24号	さいたま市立上落合放課後児童クラブ
中央区大戸6丁目2番19号	さいたま市立与野南放課後児童クラブ
	さいたま市立大戸児童センター
桜区大字神田541番地1	さいたま市立神田放課後児童クラブ
桜区大字五関21番地	さいたま市立大久保放課後児童クラブ
桜区中島1丁目28番1号	さいたま市立中島放課後児童クラブ
中央区本町東5丁目17番25号	さいたま市立与野本町児童センター
	与野本町老人憩いの家
中央区下落合7丁目11番9号	さいたま市立向原児童センター
桜区大字大久保領家131番地6	さいたま市立大久保東児童センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第174号 指定管理者の指定について（さいたま市立三室放課後児童クラブ等）

（所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課）

さいたま市立三室放課後児童クラブ等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
緑区松木1丁目4番地11	さいたま市立三室放課後児童クラブ
緑区大字中尾40番地1	さいたま市立中尾放課後児童クラブ
緑区原山1丁目22番20号	さいたま市立原山放課後児童クラブ
緑区東浦和6丁目13番地15	さいたま市立大牧放課後児童クラブ
緑区大字大門1361番地13	さいたま市立大門放課後児童クラブ
緑区道祖土1丁目1番1号	さいたま市立道祖土放課後児童クラブ
岩槻区大字岩槻6619番地	さいたま市立城北放課後児童クラブ
岩槻区仲町1丁目17番3号	さいたま市立太田放課後児童クラブ
岩槻区西原4番97号	さいたま市立西原放課後児童クラブ
岩槻区大字南下新井1191番地1	さいたま市立城南放課後児童クラブ
岩槻区本町5丁目6番45号	さいたま市立岩槻放課後児童クラブ
岩槻区大字慈恩寺259番地	さいたま市立慈恩寺放課後児童クラブ
岩槻区諏訪2丁目6番1号	さいたま市立東岩槻放課後児童クラブ
岩槻区大字黒谷1353番地	さいたま市立和土放課後児童クラブ
岩槻区大字徳力136番地4	さいたま市立徳力放課後児童クラブ
岩槻区大字柏崎762番地	さいたま市立柏崎放課後児童クラブ
岩槻区上里2丁目2番地	さいたま市立上里放課後児童クラブ
岩槻区大字尾ヶ崎1252番地	さいたま市立新和放課後児童クラブ
緑区大字上野田16番地	さいたま市立野田放課後児童クラブ
岩槻区本町1丁目11番11号	さいたま市立岩槻児童センター

緑区大字大間木 4 7 2 番地	さいたま市立尾間木児童センター
------------------	-----------------

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町 1 丁目 2 1 3 番地 1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議案第 1 7 5 号 指定管理者の指定について（さいたま市立宮前放課後児童クラブ等）

（所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課）

さいたま市立宮前放課後児童クラブ等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
西区宮前町 4 4 3 番地	さいたま市立宮前放課後児童クラブ
見沼区大字東宮下 3 9 2 番地	さいたま市立七里放課後児童クラブ
西区大字佐知川 2 9 9 番地 1 6	さいたま市立佐知川放課後児童クラブ
大宮区三橋 2 丁目 5 9 番地	さいたま市立三橋放課後児童クラブ
	さいたま市立三橋児童センター
	三橋老人憩いの家
北区盆栽町 4 3 0 番地	さいたま市立植竹放課後児童クラブ
	さいたま市立植竹児童センター
大宮区天沼町 1 丁目 1 9 4 番地	さいたま市立天沼放課後児童クラブ
	さいたま市立天沼児童センター
	天沼老人憩いの家
北区宮原町 4 丁目 6 6 番地 1 3	さいたま市立宮原放課後児童クラブ
	さいたま市立宮原児童センター
	宮原老人憩いの家
西区大字中野林 1 7 4 番地 1	さいたま市立植水放課後児童クラブ
	さいたま市立植水児童センター
	植水老人憩いの家
北区本郷町 1 0 6 5 番地 3	さいたま市立本郷放課後児童クラブ
	さいたま市立本郷児童センター
	本郷老人憩いの家
見沼区大字東新井 7 1 0 番地 7 8	さいたま市立海老沼放課後児童クラブ
	さいたま市立片柳児童センター
	片柳老人憩いの家
見沼区春野 1 丁目 7 番 1 号	さいたま市立春野放課後児童クラブ
	さいたま市立春野児童センター
	春野老人憩いの家
見沼区東大宮 7 丁目 5 番地 1 8	さいたま市立東大宮放課後児童クラブ
西区大字西遊馬 5 3 3 番地 1	さいたま市立馬宮放課後児童クラブ
	さいたま市立馬宮児童センター
北区本郷町 1 7 番地 7	さいたま市立大砂土放課後児童クラブ
西区大字指扇 6 1 0 番地 3	さいたま市立栄放課後児童クラブ
西区大字中野林 2 2 5 番地 3	さいたま市立植水第二放課後児童クラブ
見沼区大字東宮下 2 1 5 番地 1	さいたま市立東宮下放課後児童クラブ

大宮区三橋2丁目259番地1	三橋老人憩いの家分館
----------------	------------

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 船戸 均

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第176号 指定管理者の指定について（さいたま市営高砂第1自転車駐車場等）

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営高砂第1自転車駐車場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
浦和区岸町4丁目213番地10	さいたま市営高砂第1自転車駐車場
浦和区高砂1丁目189番地1	さいたま市営高砂第2自転車駐車場
浦和区北浦和5丁目2番地1	さいたま市営北浦和自転車駐車場
南区沼影1丁目105番地1	さいたま市営武蔵浦和駅南自転車駐車場
南区別所7丁目1535番地	さいたま市営武蔵浦和駅東口地下自転車駐車場
南区別所7丁目21番1号	さいたま市営武蔵浦和駅西自転車等駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区日本橋小網町7番2号
- (2) 名称 サイカパーキング株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 森井 博

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第177号 指定管理者の指定について（さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場等）

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
大宮区錦町682番地1	さいたま市営大栄橋錦町自転車駐車場
大宮区大門町3丁目2番地	さいたま市営大宮駅東口大門町自転車駐車場
大宮区錦町478番地6	さいたま市営大宮駅東口錦町自転車駐車場
大宮区桜木町1丁目7番地1	さいたま市営大宮駅西口桜木町自転車駐車場
大宮区桜木町1丁目185番地	さいたま市営大宮駅西口自転車駐車場
大宮区土手町3丁目162番地4	さいたま市営北大宮駅自転車駐車場
大宮区桜木町1丁目10番地19	さいたま市営シーノ大宮自転車駐車場
大宮区吉敷町4丁目269番地1	さいたま市営さいたま新都心駅東口自転車等駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区錦町682番地2
- (2) 名称 一般財団法人さいたま市都市整備公社
- (3) 代表者 理事長 関 成樹

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第178号 指定管理者の指定について（さいたま市営日進駅南口自転車駐車場等）

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営日進駅南口自転車駐車場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
北区日進町2丁目1125番地22	さいたま市営日進駅南口自転車駐車場
北区宮原町3丁目824番地2	さいたま市営宮原駅東口自転車駐車場
北区土呂町1丁目6番地5	さいたま市営土呂駅西口自転車駐車場
見沼区東大宮5丁目61番地	さいたま市営東大宮駅東口自転車駐車場
北区日進町3丁目729番地	さいたま市営宮原駅西口自転車駐車場
西区大字宝来1649番地4	さいたま市営指扇駅南自転車駐車場
見沼区大和田町1丁目1387番地1	さいたま市営大和田駅南自転車駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都品川区西五反田4丁目32番1号
- (2) 名称 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社
- (3) 代表者 代表取締役 下條 治

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第179号 指定管理者の指定について（さいたま市営南与野第1自転車駐車場等）

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市営南与野第1自転車駐車場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
中央区鈴谷2丁目1221番地	さいたま市営南与野第1自転車駐車場
中央区鈴谷1丁目513番地	さいたま市営南与野第2自転車駐車場
中央区本町東2丁目128番地	さいたま市営与野本町第1自転車駐車場
中央区本町東1丁目99番地	さいたま市営与野本町第2自転車駐車場
中央区大字下落合1055番地	さいたま市営与野駅西口臨時自転車駐車場
中央区新都心10番地	さいたま市営けやきひろば自転車駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都品川区西五反田4丁目32番1号
- (2) 名称 日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社

(3) 代表者 代表取締役 下條 治

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第180号 指定管理者の指定について（さいたま市宮桜木駐車場）

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市宮桜木駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 大宮区桜木町3丁目1番地1

(2) 名 称 さいたま市宮桜木駐車場

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 大宮区錦町682番地2

(2) 名 称 一般財団法人さいたま市都市整備公社

(3) 代表者 理事長 関 成樹

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第181号 指定管理者の指定について（さいたま市宮武蔵浦和駅東駐車場）

（所管課所・都市局都市計画部自転車まちづくり推進課）

さいたま市宮武蔵浦和駅東駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 南区别所7丁目2番1号

(2) 名 称 さいたま市宮武蔵浦和駅東駐車場

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 東京都千代田区有楽町2丁目7番1号

(2) 名 称 タイムズ24株式会社連合体

(3) 代表者 タイムズ24株式会社 代表取締役 西川 光一

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第182号 指定管理者の指定について（さいたま市大宮ソニック市民ホール）

（所管課所・市民局市民生活部市民生活安全課）

さいたま市大宮ソニック市民ホールの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 大宮区桜木町1丁目7番地5

(2) 名 称 さいたま市大宮ソニック市民ホール

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 大宮区桜木町1丁目7番地5

(2) 名 称 公益財団法人埼玉県産業文化センター

(3) 代表者 理事長 相川 博

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第183号 指定管理者の指定について（さいたま市民会館うらわ）

（所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課）

さいたま市民会館うらわの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 浦和区仲町2丁目10番22号

(2) 名称 さいたま市民会館うらわ

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 南区根岸1丁目7番1号

(2) 名称 公益財団法人さいたま市文化振興事業団

(3) 代表者 理事長 柳沢 幸一

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第184号 指定管理者の指定について（さいたま市産業文化センター）

（所管課所・経済局商工観光部経済政策課）

さいたま市産業文化センターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

(1) 所在地 中央区下落合5丁目4番3号

(2) 名称 さいたま市産業文化センター

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 大宮区浅間町2丁目244番地1

(2) 名称 毎日興業株式会社

(3) 代表者 代表取締役 男澤 望

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第185号 指定管理者の指定について（浦和総合運動場等）

（所管課所・都市局南部都市・公園管理事務所管理課）

浦和総合運動場等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
浦和区元町1丁目7番地1ほか	浦和総合運動場
浦和区駒場2丁目19番地1ほか	駒場運動公園
緑区大字三浦6836番地1	三浦運動公園
浦和区常盤9丁目30番5号	浦和北公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 URAWAスポーツパークJV
- (3) 代表者 公益財団法人さいたま市公園緑地協会 理事長 鈴木 茂

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第186号 指定管理者の指定について（沼影公園）

（所管課所・都市局南部都市・公園管理事務所管理課）

沼影公園の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 南区沼影2丁目104番地ほか
- (2) 名称 沼影公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 浦和区本太2丁目9番24号
- (2) 名称 株式会社ケント・コーポレーション
- (3) 代表者 代表取締役 森谷 行雄

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第187号 指定管理者の指定について（荒川総合運動公園等）

（所管課所・都市局北部都市・公園管理事務所管理課）

荒川総合運動公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
桜区大字在家1216番地1ほか	荒川総合運動公園
西区大字西遊馬3433番地1ほか	西遊馬公園
西区大字宝来2022番地1ほか	宝来運動公園

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 浦和区常盤5丁目2番18号
- (2) 名称 アイルグループ
- (3) 代表者 アイル・コーポレーション株式会社 代表取締役 田口 幸隆

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第188号 指定管理者の指定について（大和田公園等）

（所管課所・都市局北部都市・公園管理事務所管理課）

大和田公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
大宮区寿能町2丁目519番地ほか	大和田公園
見沼区堀崎町12番地1ほか	堀崎公園
大宮区天沼町1丁目676番地1ほか	天沼緑地
大宮区高鼻町4丁目無番地	大宮公園サッカー場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 鈴木 茂

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第189号 指定管理者の指定について（三橋総合公園等）

（所管課所・都市局北部都市・公園管理事務所管理課）

三橋総合公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
西区三橋5丁目11番地1ほか	三橋総合公園
西区大字中釘188番地2ほか	秋葉の森総合公園
岩槻区太田3丁目1番地1ほか	岩槻城址公園
西区内、北区内、大宮区内、見沼区内及び岩槻区内	その他北部無料公園
西区三橋6丁目1709番地3	三橋プール

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- (3) 代表者 理事長 鈴木 茂

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第190号 指定管理者の指定について（与野中央公園等）

（所管課所・都市局南部都市・公園管理事務所管理課）

与野中央公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
中央区新中里4丁目1275番地ほか	与野中央公園
中央区八王子4丁目132番地1ほか	八王子公園
中央区内、桜区内、浦和区内、南区内及び緑区内	その他南部無料公園
中央区下落合5丁目11番10号	下落合プール

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 南区别所4丁目12番10号
- (2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会

(3) 代表者 理事長 鈴木 茂

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第191号 指定管理者の指定について（岩槻諏訪公園等）

（所管課所・都市局北部都市・公園管理事務所管理課）

岩槻諏訪公園等の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

1 管理を行わせる施設

所在地	名称
岩槻区諏訪4丁目4番地	岩槻諏訪公園
岩槻区大字村国229番地ほか	岩槻文化公園
岩槻区大字長宮825番地5ほか	川通公園
岩槻区大字村国260番地1ほか	元荒川緑地多目的広場
岩槻区本丸3丁目17番2号	岩槻温水プール

2 指定管理者に指定する団体

(1) 所在地 南区別所4丁目12番10号

(2) 名称 公益財団法人さいたま市公園緑地協会

(3) 代表者 理事長 鈴木 茂

3 指定する期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議案第192号 当せん金付証券の発売について

（所管課所・財政局財政部財政課）

平成31年度における当せん金付証券（宝くじ）を105億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

《道路議案》

議案第193号 市道路線の認定について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一 般	1 路線
開 発	6 路線
合 計	7 路線

議案第194号 市道路線の廃止について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一 般	2 路線
開 発	1 路線
合 計	3 路線

《人事議案》

議案第195号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
栗原 豊子	再任

議案第196号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
鯉沼 貢	再任

議案第197号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
関 眞知子	新任

議案第198号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏名	区分
濱野 幸江	新任